

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表六(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国名	1					
所得の種類	2					
税種目	3					
納付確定日(納付すべき日) 又は納付日	4	・	・	・	・	・
源泉・申告・賦課の区分	5	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦
事業年度又は計算期間	6	・	・	・	・	・
納付外国法人税額	課税標準	7				
	税率(%)	8				
	税額 (7)×(8)	9				
	税額控除額	10				
	納付すべき税額 (9)-(10)	11				
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12			
	(12)としての規定の場合の適用がなないも税額の	課税標準	13			
		税率(%)	14			
		税額 (13)×(14)	15			
		税額控除額	16			
		納付すべき税額 (15)-(16)	17			
納付したとみなされる外国法人税額	18	(17)-(11)				
個別控除対象外国法人税額又は額	外国法人税額の合計 (11)+(18)		19			
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額のうち少ない金額 (7)又は(13)×35%と(19)のうち少ない金額		20			
	納付分	(11)と(20)のうち少ない金額	21	( )円	( )円	( )円
	みなし納付分	(20)-(21)	22	( )円	( )円	( )円
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額	23			
		(21)≥(23)の場合 (21)-(23)	24	( )円	( )円	( )円
		(21)<(23)の場合 (23)-(21)	25	( )円	( )円	( )円
	みなし納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額	26			
		(22)≥(26)の場合 (22)-(26)	27	( )円	( )円	( )円
		(22)<(26)の場合 (26)-(22)	28	( )円	( )円	( )円
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (21)欄又は(24)欄の合計	29	円	減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額 (25)欄の合計	31	円	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (22)欄又は(27)欄の合計	30	円	減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額 (28)欄の合計	32	円	